

事 務 連 絡  
平成 2 8 年 7 月 1 4 日

文部科学省研究開発局（地震・防災研究課）委託事業  
受託機関 経理担当者 殿

文部科学省研究開発局  
地震・防災研究課  
担当：角田、楠田  
(03-6734-4136)

### 委託費の概算払及び執行状況の把握について

国からの委託費による事業に関しては、原則、その支払いは事業完了後の精算払を基本とすることを、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）により定められていますが、同時に、国から交付される研究等資金にあつては、交付時期の早期化、研究費の効率的な使用の推進と事務の効率化が求められている状況を踏まえ、同法の特例を活用し、事業完了前の概算払を徹底するよう努めているところです。

このたび、この特例の運用に関しまして、資金の交付機会の確保とより一層の事務の効率化を図るため、その取扱いを下記のとおり、明文化することとしましたので、事務担当者へ周知方よろしくお取り計らい願います。

また、併せまして、この概算払の機会を事業に係る経費の執行状況の把握の機会としていただき、適切な経費の執行に努めていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. この事務連絡の対象となる委託事業

- (1) 文部科学省研究開発局（地震・防災研究課）との委託契約により実施される科学技術試験研究委託事業
- (2) 文部科学省研究開発局（地震・防災研究課）との委託契約により実施さ

## れる科学技術基礎調査等委託事業

### 2. 概算払の請求時期

文部科学省が年度ごとに財務省と行っている概算払に関する協議が整った旨連絡があった後であれば、原則として、次に定める時期に、受託者からの請求書を受付することとします。

(1) 第1回目の支払請求（第1・四半期分までの請求）受付時期

概算払を必要とする受託者におかれましては、各年の6月1日付の請求書を、6月6日までに提出

(2) 第2回目の支払請求（第2・四半期分までの請求）受付時期

概算払を必要とする受託者におかれましては、各年の9月1日付の請求書を、9月6日までに提出

(3) 第3回目の支払請求（第3、第4・四半期分の請求）受付時期

毎月払の受託者を除き、【全受託者】提出をお願いします。

各年の1月4日付の請求書を、1月6日までに提出

(4) 各月請求が認められている受託者の受付時期

例外的に毎月払が認められている、特定の受託者におかれましては、各年各月の1日付の請求書を、各月6日までに提出

(注1) 請求書作成日が土休日の場合は、請求書作成日の後の直近の営業日を記入ください。また、提出日が土休日の場合は、提出日の前の直近の営業日までに提出願います。

(注2) 第1、第2・四半期分の請求をせずに、第3、第4・四半期に合わせて請求することも可能です。

(注3) 第3、第4・四半期分の支払いはその年度の最終払となります。第1、第2・四半期に請求をしなかった受託者を含む全受託者が対象となりますのでご注意ください。

(注4) 請求にあたりましては、文部科学省が財務省に概算払の協議を行う際に各受託者に作成を依頼した、支払計画書または資金繰表で計画した各・四半期までの（各月請求については、当該月まで）支払予定総額を超えない範囲で請求願います。（第4・四半期は、全額（支払残額全て）請求可能。）

### 3. 執行状況の把握

各受託者におかれましては、概算払の機会に、事業に係る経費の執行状況を把握するよう願います。

なお、請求手続きのため作成する支払計画書により、委託契約書に定める流用額を超える執行残が見込まれる場合、流用制限に該当する場合、または繰越しの必要性などの事実を把握した場合は、必ずその旨を申出てくださいとともに、契約変更の申請、事業遅延（繰越し）の申請などの手続きは、各年12月末までに完了するよう、よろしくお願いします。

#### 4. その他

##### (1) 事務連絡の有効期間

特段、別の定めや改正がない限り、この事務連絡に従い、事務をお取り扱いいただきますよう、よろしくお願いします。